

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和2年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900073号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900027号

第1 結論

- 1 請求者のA病院(現在は、B病院)における平成15年7月10日の標準賞与額を7,000円、同年12月10日の標準賞与額を1万5,000円、平成16年7月12日の標準賞与額を24万2,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を25万1,000円、平成21年12月10日の標準賞与額を96万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月12日、平成17年7月8日及び平成21年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月12日、平成17年7月8日及び平成21年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA病院における平成15年7月10日の標準賞与額を9万4,000円、同年12月10日の標準賞与額を20万3,000円、平成21年12月10日の標準賞与額を101万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日及び平成21年12月10日の標準賞与額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月12日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成21年12月10日

私は、請求期間にA病院から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された給料台帳により、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて、A病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は7,000円、請求期間②は1万5,000円、請求期間⑤は96万6,000円、請求期間③の標準賞与額については、上記賞与明細書及び給料台帳により確認できる賞与額から、24万2,000円、請求期間④の標準賞与額については、上記賞与明細書及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額から、25万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月12日、平成17年7月8日及び平成21年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては、当時の資料等がなく不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②及び⑤について、上記賞与明細書及び給料台帳により、賞与額に見合う標準賞与額は、前述1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①、②及び⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書及び給料台帳により確認できる賞与額から、請求期間①は9万4,000円、請求期間②は20万3,000円、請求期間⑤は101万円とすることが妥当である。

なお、請求期間①、②及び⑤の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間①は7,000円、請求期間②は1万5,000円、請求期間⑤は96万6,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900074号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

私は、A社から、平成20年7月に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者はA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、同社に賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会したが、同社から回答を得ることができず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与は現金で支給されていた旨陳述しているところ、請求期間に係る賞与明細書等を所持していないため、請求期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地はC市であったことから、C市に照会したところ、同市の担当者は、請求者の請求期間に係る課税関係資料については、保存期間経過により保存していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。